

## 中間のまとめ

# 墨田区障害福祉総合計画（案）

令和3年度～令和5年度

## 【概要版】

- （第5期墨田区障害者行動計画）
- （墨田区障害福祉計画【第6期】）
- （墨田区障害児福祉計画【第2期】）



つながる  
墨田区

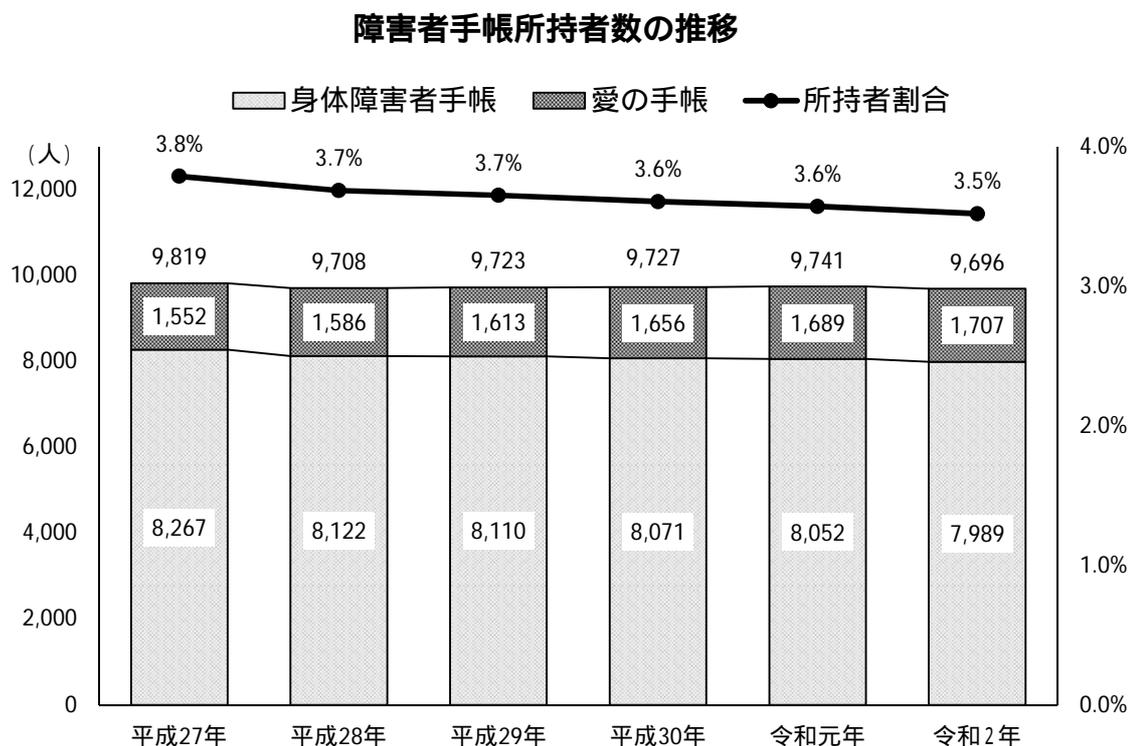


# 第1章 墨田区における障害福祉の状況

## 1 障害者数の推移

### (1) 身体障害者手帳所持者及び愛の手帳所持者数の推移

令和2年3月31日現在の本区における障害者手帳所持者数は、身体障害者手帳所持者7,989人、愛の手帳(知的障害者の手帳)所持者1,707人となっており、第4期墨田区障害者行動計画(後期)が策定された平成27年以降、身体障害者数は微減、知的障害者数は微増の傾向にあります。



各年3月31日

身体障害者手帳と愛の手帳(知的障害者の手帳)の重複所持者は、それぞれに計上している。

手帳所持者割合 = 手帳交付台帳登載者数合計 / 総人口 (各年4月1日現在の住民基本台帳)

資料: 障害者福祉課調べ

(2) 精神障害者保健福祉手帳所持者数等の推移

精神障害者数を精神障害者保健福祉手帳所持者及び自立支援医療受給者の人数で捉えると、令和2年3月31日現在6,710人であり、平成27年3月31日時点の4,998人を大きく上回っています。

**精神障害者保健福祉手帳所持者及び自立支援医療受給者数の推移**

	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年
手帳所持者数	993	1,032	1,082	1,188	1,231	1,345
自立支援医療受給者数	4,005	4,114	4,018	4,472	4,529	5,365
合計	4,998	5,146	5,100	5,660	5,760	6,710

各年3月31日、単位 手帳所持者：人、自立支援医療受給者：件

精神障害者保健福祉手帳の申請は2年ごとであるため、年により申請者数にばらつきがある。

資料：保健予防課調べ

**精神病床における1年以上の長期入院者数**

精神疾患別	65歳未満			65歳以上		
	統合失調症	アルツハイマー一等	その他	統合失調症	アルツハイマー一等	その他
合計(人)	157	45	11	48	35	15

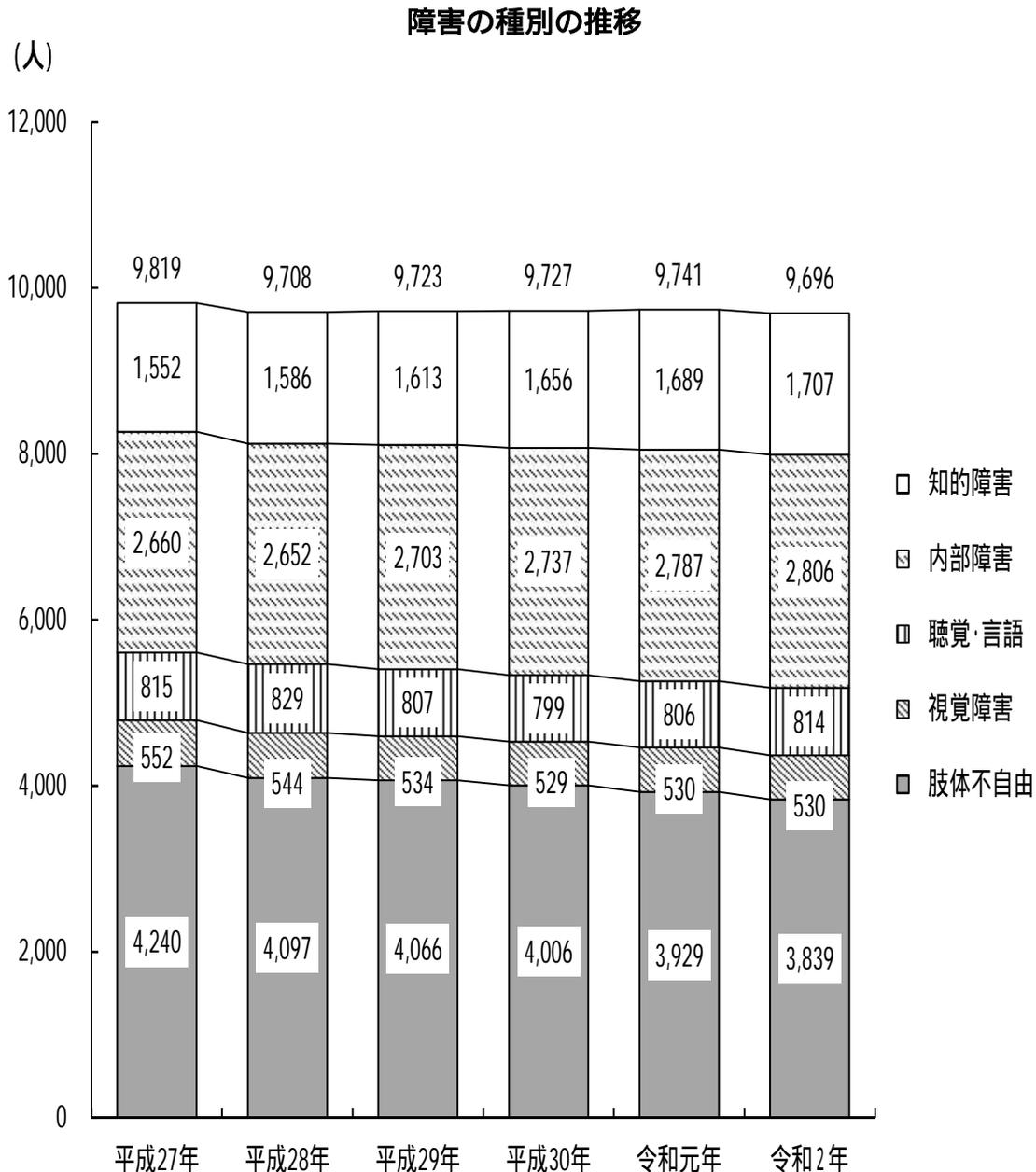
参考資料) 2020 精神保健医療福祉資源分析データベース(ReMHRAD)

墨田区民で国保・社保被保険者、家族等

## 2 障害の種別・程度・年齢構成

身体障害者手帳所持者の障害の種別は、令和2年3月31日現在、「肢体不自由」3,839人、「視覚障害」530人、「聴覚・言語障害」814人、「内部障害」2,806人であり、特に内部障害の人の増加率が高くなっています。身体障害者手帳所持者のほぼ半数は1～2級の重度の障害者となっています。

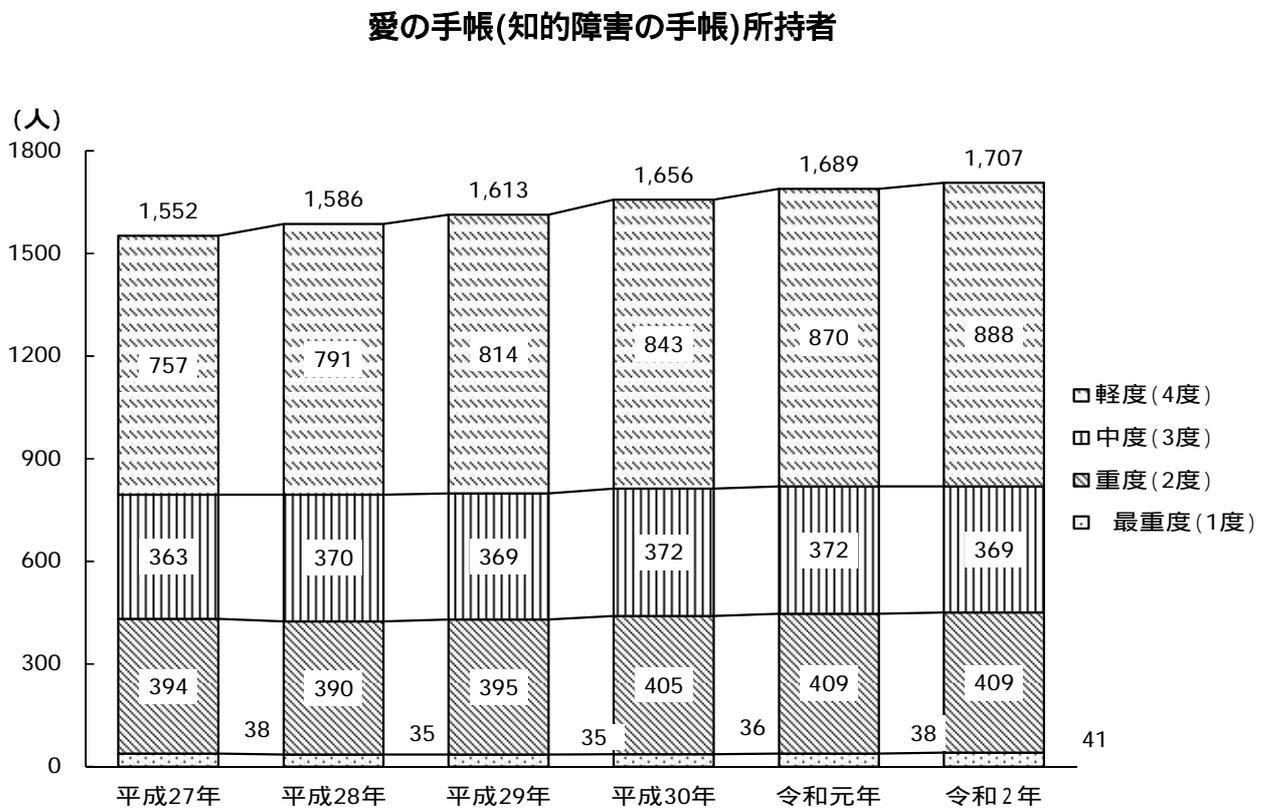
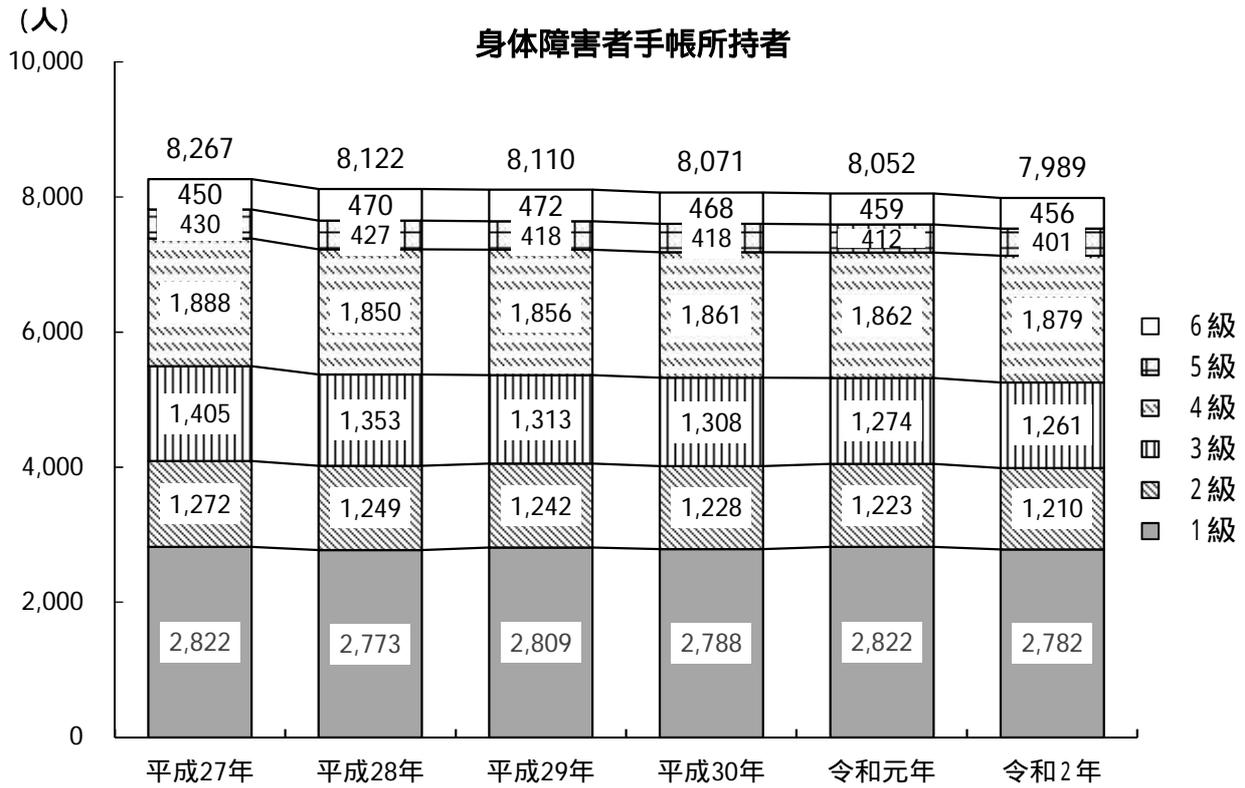
愛の手帳（知的障害者の手帳）所持者は、令和2年3月31日現在、1,707人であり、特に軽度（4度）の人の増加率が高くなっています。



各年3月31日

身体障害者手帳所持者 = 手帳交付台帳登載者数であり、重複障害の方は重複してカウントされている。

資料：障害者福祉課調べ



各年3月31日

資料：障害者福祉課調べ

## 第2章 第5期墨田区障害者行動計画

### 1 計画の策定に当たって

#### 計画の目的と位置づけ

「第5期墨田区障害者行動計画」(以下「本行動計画」といいます。)は、障害者基本法第11条第3項の規定に基づく市町村障害者計画として策定し、区における障害者施策の推進を図るための基本的指針を示し、今後取り組むべき施策を総合的・体系的かつ具体的に定めるものです。

なお、本行動計画は、障害者総合支援法第88条の規定に基づく墨田区障害福祉計画【第6期】及び児童福祉法第33条の20の規定に基づく墨田区障害児福祉計画【第2期】と併せ、「墨田区障害福祉総合計画」として一体的に推進します。

#### 計画期間

本行動計画は、令和3年度から令和5年度までの3年間とし、墨田区障害福祉計画【第6期】及び墨田区障害児福祉計画【第2期】と一体的に推進します。

#### 計画の策定体制

##### 計画の策定体制

本行動計画は、区内における障害者団体の代表者等を含む「墨田区障害者施策推進協議会」及び区長を本部長として、副区長、教育長、各部長で構成される「墨田区地域福祉計画推進本部」が中心となり、関連部署と連携・調整を図りながら審議・検討しました。

また、区内在住で障害のある人へのアンケート調査や、障害者団体からの意見聴取、パブリック・コメントの実施など、区民から広く意見聴取を行い、計画への反映を図りました。

##### 計画の評価

本行動計画は、「墨田区障害者施策推進協議会」、「墨田区地域福祉計画推進本部」において、各年度に事業の進捗状況の報告及び計画達成状況の評価を行います。

## 2 ノーマライゼーションの基本的な考え方

### 計画の基本理念

障害者施策を展開するための理念として、本行動計画においては次の基本理念を掲げ、ノーマライゼーションの推進に向けた取組を進めます。

#### 自己決定の尊重

すべての障害のある人が社会の一員として、自らの生活のあり方を主体的に決定・選択し、あらゆる分野の活動に参加・参画できる社会の実現をめざします。

#### 地域における自立生活の支援

すべての障害のある人が、地域において自立した生活を送ることができるための支援体制の構築をめざします。

#### ともに生活する社会の創造

障害の有無にかかわらず、個性や特性、多様性が尊重され、認めあう社会の創造をめざします。

## 計画の基本目標

### 基本目標

### 施策の方向

1 障害のある子ども  
を支援する

ア 早期発見と早期療育等  
イ 障害児の幼児教育・保育の充実  
ウ 特別支援教育の推進  
エ 放課後活動等の充実

2 社会参加を支援する

ア 移動手段の確保  
イ 日中活動の場の充実  
ウ 障害者スポーツの普及とレジャーの場の充実  
エ 区民参画の推進

3 就労を支援する

ア 企業等での就労への移行促進  
イ 障害者施設における就労等の支援の充実

4 地域生活を支援する

ア 生活支援・介護サービスの充実  
イ 給付によるサービスの充実  
ウ 住み慣れた地域での暮らしの支援  
エ 所得の補償及び医療費の助成

5 相談先や情報を得る  
手段を確保する

ア 相談先の確保と権利擁護  
イ 情報を得る手段の確保  
ウ 情報のバリアフリーの推進

6 安全・安心に暮らせる  
まちをつくる

ア 障害の理解の推進  
イ ユニバーサルデザイン・バリアフリーのまちづくり  
の推進  
ウ 安全・安心な暮らしの支援

7 サービスの質を確保する

ア 適正な事業所運営の支援  
イ 事業者や団体の支援  
ウ ボランティアの育成

## 基本目標 1 障害のある子どもを支援する

障害のある子どもが早い時期から、一人ひとりのニーズにあった適切な支援を受けることができるよう、障害の早期発見・早期療育、保育や教育など多分野を横断する支援の体制の整備を進めます。また、障害のある子どもも、ない子どもも、ともに成長していくことのできる環境を整えていきます。

<b>施策の方向</b>	<b>実施事業</b> : 重点事業 : 障害福祉計画・障害児福祉計画掲載事業
<b>ア</b> 早期発見と早期療育等	1 新生児聴覚検査の実施 2 経過観察健康診査・経過観察心理相談の実施 3 児童発達支援センター等の運営 障害児療育事業の充実（児童発達支援） 医療的ケア児に関する協議会の開催
<b>イ</b> 障害児の幼児教育・保育の充実	4 障害児の保育園受入れ支援 5 障害児の幼稚園受入れ支援 6 保育士及び幼稚園教員等に対する研修の実施 7 保育園及び私立幼稚園への心理相談員等の派遣の実施 8 就学相談説明会の実施
<b>ウ</b> 特別支援教育の推進	9 特別支援学級の整備 10 特別支援学級の介助員の配置 11 就学相談・体制の充実 12 特別支援教育に関する体制整備 13 個別指導計画に基づく教育の実施 14 交流教育・障害児理解教育の実施
<b>エ</b> 放課後活動等の充実	15 障害児の学童クラブ受入れ支援 16 就学児に対する心理相談員巡回相談の実施 障害児の放課後支援の充実（放課後等デイサービス）

## 基本目標 2 社会参加を支援する

障害の有無にかかわらず、社会の一員としてさまざまな活動に参加し、生きがいのある生活を送ることができるよう、外出の支援を充実するとともに、日中活動の場づくりや障害のある人とない人の交流、趣味やスポーツ・レジャーの場づくりなどを推進します。また、全ての人が等しく、自らの生活にかかわる行政に参画できる仕組みを整備します。

<p style="text-align: center;"><b>施策の方向</b></p>	<p style="text-align: center;"><b>実施事業</b></p> <p style="text-align: center;">: 重点事業 : 障害福祉計画・障害児福祉計画掲載事業</p>
<p style="text-align: center;">ア 移動手段の確保</p>	17 通所バスの運行
	18 リフト付き福祉タクシー事業の実施
	19 心身障害者福祉タクシー料金・自動車燃料費助成事業の実施
	20 ハンディキャブの貸出
	21 心身障害者自動車運転教習費補助の実施
	22 身体障害者用自動車改造費助成の実施 障害者（児）移動支援の実施
<p style="text-align: center;">イ 日中活動の場の充実</p>	23 身体障害者福祉センター事業の実施
	24 すみだ教室の実施
	障害者の日中活動事業の充実 精神障害者デイケアの実施
<p style="text-align: center;">ウ 障害者スポーツの普及と レジャーの場の充実</p>	25 障害者（児）スポーツ・レクリエーション大会の実施
	26 障害者水泳教室の実施
	27 区民行事への参加促進
<p style="text-align: center;">エ 区民参画の推進</p>	28 障害者の投票環境の整備
	29 墨田区障害者施策推進協議会の運営
	30 墨田区地域自立支援協議会の運営

## 基本目標 3 就労を支援する

障害のある人が希望する仕事に就き、また安心して働き続けることができるよう、企業等での就労に向けた支援を強化するとともに、企業等で働くことが難しい人のための障害者施設における就労を支援します。

<p style="text-align: center;"><b>施策の方向</b></p>	<p style="text-align: center;"><b>実施事業</b></p> <p style="text-align: center;">: 重点事業 : 障害福祉計画・障害児福祉計画掲載事業</p>
<p style="text-align: center;">ア 企業等での就労への移行 促進</p>	31 障害者の就労等に関する総合相談の実施
	32 就労移行支援事業の充実
	33 働く障害者への職場定着支援及び生活支援の充実
	34 区における障害者雇用の促進
	35 障害者福祉功労者等顕彰
	36 障害者就労支援関係機関連絡会議の開催
<p style="text-align: center;">イ 障害者施設における就労 等の支援の充実</p>	37 作業所等経営ネットワーク事業の実施
	38 障害者施設における新商品開発等支援事業の実施
	39 障害者優先調達法に基づく優先調達の推進
	40 障害者による地域緑化推進事業の実施
	41 障害者による公園清掃の実施
	42 官公需による高齢者マッサージ事業委託及び講師派遣依頼
	43 官公需によるリサイクル業務委託
	44 福祉喫茶の運営支援
	福祉的就労機会の確保（就労継続支援事業）

## 基本目標 4 地域生活を支援する

障害のある人が、本人の希望する地域で自立して暮らしていくことができるよう、本人と介護者を支えるサービスの充実や、地域での暮らしを支える場づくり、経済面での支援など、一人ひとりの状況や必要性に応じた支援を進めます。

### 施策の方向

ア  
生活支援・介護サービスの充実

イ  
給付によるサービスの充実

### 実施事業

: 重点事業  
: 障害福祉計画・障害児福祉計画掲載事業

45	障害者（児）ショートステイの運営支援
46	日中一時支援事業の実施
47	心身障害者（児）緊急一時介護の実施
48	重度脳性麻痺者介護事業の実施
49	重症心身障害児在宅療育支援事業（都事業）との連携
50	重度心身障害者（児）巡回入浴サービスの実施
51	ねたきり重度心身障害者（児）寝具洗たく乾燥助成の実施
52	心身障害者理美容サービスの実施
53	心身障害児（者）歯科相談及び健診等の実施
54	在宅リハビリテーション支援の実施
55	保健師による訪問指導の実施
	障害者（児）ホームヘルプサービスの実施（居宅介護）
	意思疎通支援事業の実施

56	補装具費（購入・修理等）の支給
57	重度心身障害者（児）紙おむつ等支給・おむつ代助成の実施
58	心身障害者福祉電話サービスの実施
59	補助犬の給付
60	中等度難聴児の補聴器購入費助成の実施
61	住宅修築資金融資あっせん（利子補助）
62	住宅設備改善費等の助成
	障害者（児）日常生活用具等の給付・貸与

ウ  
住み慣れた地域での暮らしの支援

63	障害者グループホームの整備・支援体制強化支援
64	福祉ホーム運営費補助事業の実施
65	居住系施設の研究・検討
66	高齢者等住宅あっせん事業
67	すみだすまい安心ネットワーク事業
	地域生活支援拠点等の整備
	グループホームによる地域生活の推進
	精神障害者地域移行・地域定着支援の実施
	住宅入居等支援事業の実施（居住サポート事業）

エ  
所得の補償及び医療費の助成

68	障害（基礎）年金（国制度）の支給
69	特別障害者手当・障害児福祉手当・福祉手当（国制度）の支給
70	児童扶養手当・特別児童扶養手当（国制度）の支給
71	重度心身障害者手当（都制度）の支給
72	心身障害者福祉手当（区制度）の支給
73	児童育成（育成・障害）手当（区制度）の支給
74	心身障害者医療費助成（都制度）の実施
75	自立支援医療（更生医療）の実施
76	自立支援医療（育成医療）の実施
77	自立支援医療（精神通院）の実施
78	小児精神入院医療費助成制度（都制度）の実施
79	難病患者医療費公費負担制度（都制度）の実施
80	障害福祉サービス等の利用者負担の軽減
81	日中活動系サービス利用者の昼食費一部助成の実施
82	日中活動系サービス利用者の交通費助成の実施
83	グループホーム入居者家賃補助事業の実施

## 基本目標 5 相談先や情報を得る手段を確保する

障害の重度化や、複合的な福祉の課題、ニーズの多様化への対応に向けて、分野を横断し、ライフステージごとに切れ目のない一貫した相談支援の仕組みを整備します。また、誰もが不自由なく、福祉の情報を得ることができるよう、取組を進めます。

<b>施策の方向</b>	<b>実施事業</b> : 重点事業 : 障害福祉計画・障害児福祉計画掲載事業
<b>ア</b> 相談先の確保と権利擁護	84 障害者虐待防止センターの運営 85 発達障害に関する支援体制づくり 86 地域福祉権利擁護事業の実施 87 財産保全管理サービスの実施 88 こころの健康相談等の実施 障害者に対する相談体制の充実 地域活動支援センターにおける相談支援の実施 基幹相談支援センターの設置準備 聴覚障害者生活支援事業の実施 成年後見制度の実施
<b>イ</b> 情報を得る手段の確保	89 公式ウェブサイト等の充実 90 「障害者福祉の手引き(フレイフレーマイペース)」の配布
<b>ウ</b> 情報のバリアフリーの推進	91 障害に配慮した資料の作成 92 対面朗読サービスの実施 93 視覚障害者等への図書サービスの実施 94 障害者宅・施設等への図書館サービスの実施 95 資料館だよりの点字版の発行 96 「声のたより」の発行 97 講演会等における手話通訳者等の配置 98 ICT機器の利用促進

## 基本目標 6 安全・安心に暮らせるまちをつくる

障害のある人が地域で安全・安心に暮らすことができるよう、障害に対する理解促進と合理的な配慮が進むよう区民・事業者への啓発に取り組むほか、障害の有無に関わらず全ての人が暮らしやすいまちづくりを進めます。

施策の方向	実施事業 ：重点事業 ：障害福祉計画・障害児福祉計画掲載事業
ア 障害の理解の推進	99 障害者福祉啓発事業の充実 100 障害者問題に関する啓発の実施 101 障害者差別解消法普及啓発事業 102 家庭教育学級補助金 103 職員に対する福祉研修等の実施及び参加促進
イ ユニバーサルデザイン・ バリアフリーのまちづくりの推進	104 公共建築物等の改善整備 105 民間建築物のユニバーサルデザイン化への指導・誘導 106 道路のバリアフリー整備 107 京成曳舟駅周辺道路整備事業 108 無電柱化整備事業（旧道路景観整備事業） 109 福祉のまちづくり施設整備助成事業の実施 110 交通安全施設対策の実施 111 歩行者・自転車通行空間再整備事業 112 障害者交通安全等意見交換会の実施 113 バリアフリーマップの運営 114 江東内部河川整備事業 115 北十間川・隅田公園観光回遊路整備事業 116 鉄道駅総合バリアフリー推進事業
ウ 安全・安心な暮らしの支援	117 緊急通報・火災安全システムの設置 118 家具転倒防止・ガラス飛散防止器具取り付け事業 119 災害時要配慮者サポート隊の結成支援 120 地域社会における障害者救護体制の充実 121 ふれあい収集（ごみの収集）の実施 122 ヘルプカードの配布 123 防犯パトロールカーによる巡回警察の実施 124 消費者問題に関する啓発の実施

## 基本目標 7 サービスの質を確保する

障害のある人が必要なサービスを十分に利用することができるよう、サービスの質の確保・向上に努めるとともに、サービス提供事業所の適正な運営を支援します。

### 施策の方向

### 実施事業

: 重点事業  
: 障害福祉計画・障害児福祉計画掲載事業

### ア 適正な事業所運営の支援

125	障害福祉サービス苦情対応体制の機能強化
126	障害福祉サービス第三者評価制度の推進
127	民間障害福祉サービス事業所への運営支援
128	指導監査の実施
129	事業所連絡会の開催

### イ 事業者や団体の支援

130	事業者の人材育成・ICT化等の支援
131	心身障害者団体への運営費補助の実施
132	精神障害者・家族への支援
133	難病患者への支援
134	高次脳機能障害の患者・家族への支援

### ウ ボランティアの育成

135	ボランティア育成講座の実施
136	ボランティアに対する支援
	手話通訳者の育成

# 第3章 墨田区障害福祉計画【第6期】・墨田区障害児福祉計画【第2期】

## 1 計画の策定にあたって

### 計画策定の目的と位置づけ

墨田区障害福祉計画【第6期】及び墨田区障害児福祉計画【第2期】(以下「本福祉計画」といいます。)は、障害者総合支援法第88条の規定に基づく「市町村障害福祉計画」及び児童福祉法第33条の20の規定に基づく「市町村障害児福祉計画」として、次の事項を定めることを目的に策定するものです。

国の基本指針(障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針(令和2年厚生労働省告示第213号))に即した令和5年度における指定項目の成果目標

各年度における障害者総合支援法、児童福祉法、及びその他関連事業に係るサービスの種類ごとの必要な見込み量とその確保方策

地域生活支援事業の種類ごとの実施に関する事項

### 計画の基本的理念

社会の一員として、自らの生活のあり方を主体的に決定・選択することができるよう、相談支援の充実を進めます。

必要な日常生活又は社会生活を営むための支援が受けられ、社会参加の機会が確保されるよう、障害福祉サービス等の計画的な提供に努めます。

どこで誰と生活するかについての選択の機会が確保され、住み慣れた地域社会で暮らし続けられるよう、共同生活の場の充実に努めます。

### 計画期間

本福祉計画は、令和3年度から令和5年度までの3年間を計画期間としています。

### 計画の策定体制

#### 計画の策定体制

本福祉計画は、障害者団体、障害福祉関係事業者、特別支援学校、医療機関、区関係職員等で構成される「墨田区地域自立支援協議会」において、協議・検討を行うとともに、区内における障害者団体等の代表者などを含む「墨田区障害者施策推進協議会」及び庁内の検討組織である「墨田区地域福祉計画推進本部」と連携・調整を図りながら策定しています。

また、策定に当たっては、国の基本指針によるサービス見込量の算定の考え方、計画的な基盤整備を進めるための取組などを踏まえるほか、パブリック・コメント等を実施し、広く区民の意見を聴取し策定しています。

#### 計画の評価

墨田区地域自立支援協議会において事業実績について調査、分析及び評価を行い、必要があると認めるときは、サービス提供体制の更なる計画的な整備の検討を行うこととします。

また、新型コロナウイルスの感染の動向とそれがサービスに及ぼす影響が不透明である状況に鑑み、柔軟な計画の運用を図ります。

## 2 基本指針に定める成果目標

本福祉計画では、国の定めた基本指針とともに障害福祉計画等の策定に向けた東京都の基本的な考え方を踏まえ、次の項目について、これまでの実績及び地域の実情も踏まえて数値目標を設定します。

### 福祉施設の入所者の地域生活への移行

障害者施設入所者のうち、令和5年度末における地域生活に移行する方の数値目標と令和5年度末における施設入所者数の見込みを設定します。

#### 地域生活移行者数

国の基本指針を踏まえ、令和3年度から令和5年度までの3年間で、令和元年度末時点の施設入所者数である206人のうちのうち6%に当たる12人の方が地域生活に移行すると見込みます。

#### 令和5年度末の入所者数

国の基本指針では、地域移行等により1.6%以上の施設入所者を削減することとしています。しかしながら、東京都では現状維持とする方針を打ち出しています。

区においても、施設での支援が必要な障害のある方が都立施設の待機登録をされている実態を踏まえ、令和元年度末の実績人数と同じ206人の方を見込みます。

### 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

令和元年度、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築推進事業の必置項目である、保健、医療及び福祉関係者による協議の場として「精神障害者地域生活支援協議会」を設置しました。本会及び分科会を立ち上げ、協議事項の検討を進めていきます。

### 地域生活支援拠点等が有する機能の充実

令和2年度末開設の重度知的障害者向けグループホームの整備に係る補助を行い、

地域生活支援拠点の機能を付加します。

また、精神障害者の地域支援を行う面的な体制整備を進めていきます。

面的な体制整備とは、地域における複数の機関が分担して必要な機能を担う体制の「面的整備型」を指します。

### **福祉施設から一般就労への移行等**

福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業等を通じて令和5年度中に一般就労に移行する人等の目標値を設定します。

福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業等を通じて令和5年度中に一般就労に移行する人数について、国の基本指針を踏まえ、令和元年度の実績38人の方の1.27倍に当たる、48人の方を目標値とします。

就労移行支援事業の一般就労への移行実績について、国の基本指針を踏まえ、令和元年度の実績38人の方の1.3倍の増加を見込み、49人の方を目標値とします。

本区においては一般就労の可能性のある者は全て就労移行支援を利用することとしているため、就労継続支援A型及びB型から一般就労への移行は目標としては見込みません。

国の基本指針を踏まえ、就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行する者のうち、70%が就労定着支援事業を利用することとし、就労定着支援事業による支援開始1年後の職場定着率が80%以上の事業所を全体の70%以上とします。

### **障害児支援の提供体制の整備等**

障害児を支援するための提供体制等に関する目標を設定します。

なお、保育所、認定こども園及び放課後児童健全育成事業等における障害児の受入れについては、墨田区次世代育成支援行動計画、墨田区子ども・子育て支援事業計画において実施していきます。

現在、区内には、児童発達支援センターとして、すみだ福祉保健センター内にみつばち園を設置しています。また、みつばち園において、保育所等訪問支援を実施しており、今後も円滑なサービス提供を図っていきます。

現在、区内には、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所が1か所、放課後等デイサービス事業所が2か所あり、継続して運営を支援していきます。

保健、医療、障害福祉、保育、教育に係る庁内関係部署と外部委員からなる「医療的ケア児に関する協議会」を継続して開催し、医療的ケア児に対する共通の理解に基づく支援の充実に努めるとともに、医療的ケア児に関するコーディネーターとの連携を図っていきます。

### 相談支援体制の充実・強化等

区内の相談支援事業所の連絡会や初任者向け勉強会を通じ、体制の強化を図ります。  
また、基幹相談支援センターの設置について合わせて検討を進めます。

### 障害福祉サービス等の質の向上

東京都国民健康保険団体連合会と連携し、体制整備を検討します。

東京都福祉保健局と連携し、計画的な指導監査を実施します。

## 3 各年度における障害福祉サービス等の種類ごとの必要な量の見込みとその確保方策

ここでは、各事業別に各年度における障害福祉サービス等の必要量の見込み（月間サービス提供量）と、その確保のための方策に関する計画等を定めます。なお、必要量の見込みは、前年度の実績等を勘案し算定をしています。

内容	単位	第4期実績		第5期計画見込			
		H30	R1	R3	R4	R5	
訪問系サービス	時間分	10,976	11,834	12,642	13,072	13,502	
	人分	510	548	588	608	628	
生活介護	人日分	7,358	7,654	7,694	7,775	7,958	
	人分	367	372	379	383	392	
自立訓練（機能訓練）	人日分	46	5	45	45	45	
	人分	2	1	3	3	3	
自立訓練（生活訓練）	人日分	338	358	398	398	398	
	人分	22	16	21	21	21	
就労移行支援	人日分	1,288	1,554	1,956	2,147	2,337	
	人分	79	99	123	135	147	
就労継続支援A型	人日分	377	357	360	340	320	
	人分	23	19	18	17	16	
就労継続支援B型	人日分	6,775	6,901	6,798	6,908	6,987	
	人分	446	430	433	440	445	
	工賃	15,161	15,165	18,000	20,000	20,000	
就労定着支援	人分	31	23	30	33	36	
療養介護	人分	23	23	23	23	23	
短期入所	福祉型	人日分	761	771	765	783	801
		人分	85	81	85	87	89
	医療型	人日分	81	85	98	105	112
		人分	10	12	14	15	16

自立生活援助	人分	0	0	3	6	9
共同生活援助	人分	176	176	186	187	188
施設入所支援	人分	206	206	206	206	206
児童発達支援	人日分	2,262	2,319	2,870	3,077	3,284
	人分	795	877	1,025	1,099	1,173
医療型児童発達支援	人日分	10	9	11	11	11
	人分	2	3	3	3	3
居宅訪問型児童発達支援	人日分	0	5	10	10	10
	人分	0	1	2	2	2
放課後等デイサービス	人日分	4,306	4,172	4,597	4,905	5,213
	人分	564	517	597	637	677
保育所等訪問支援	人日分	17	10	8	9	10
	人分	10	6	8	9	10
計画相談支援	人分/月	161	172	230	259	288
地域移行支援	人分/月	2	4	4	7	10
地域定着支援	人分/月	6	6	7	7	7
障害児相談支援	人分/月	13	12	16	18	20

「人日分」とは、当月において実際に利用した延べ人数をいう。「人数」とは、実利用人数をいう。当月において複数回利用しても1人とする。

#### 4 市町村の地域生活支援事業の実施に関する事項

障害者総合支援法第77条の規定に基づく地域生活支援事業は、地域の実情に応じて柔軟に実施されることが望ましい事業として位置づけられているものです。

本福祉計画では、墨田区が実施する事業の内容を定めるとともに、各年度における事業の種類ごとの実施に関する考え方及び量の見込み又は実施の有無を定めます。

##### 必須事業

内容	単位	第5期計画見込		
		R3	R4	R5
理解促進研修・啓発事業	有無	有	有	有
自発的活動支援事業	有無	有	有	有
障害者相談支援事業	か所	4	4	4
基幹相談支援センター（・等機能強化事業）	有無	準備	準備	設置予定
住宅入居等支援事業	有無	有	有	有
成年後見制度利用支援事業	人	5	5	5
成年後見制度法人後見支援事業	有無	有	有	有
手話通訳者派遣事業	件	1,250	1,275	1,300
要約筆記者派遣事業	件	130	140	150

手話通訳者設置事業		人	2	2	2
日常生活用具給付等事業	介護訓練支援用具	件	11	11	11
	自立生活支援用具	件	71	71	71
	在宅療養等支援用具	件	37	37	37
	情報・意思疎通支援用具	件	66	66	66
	排泄管理支援用具	件	460	460	460
	住宅改修費	件	8	8	8
手話奉仕員養成研修事業		人	8	10	12
移動支援事業		人	323	328	333
		時間	5,084	5,176	5,268
地域活動支援センター		か所	1	1	1
		人	135	145	155
精神障害者地域生活支援広域調整等事業 (地域生活支援広域調整会議等事業)		回	4	5	5

### 任意事業

障害者総合支援法では、各自治体が独自の判断により、障害のある方が自立した日常生活又は社会生活を営むために必要な事業を実施することができるかと定めています。本区では、任意の地域生活支援事業を次のとおり実施しています。

1	福祉ホームの運営補助事業
2	重度心身障害者入浴サービス事業
3	日中一時支援事業
4	障害者虐待防止対策支援事業